平成２９年（フ）第９６８９号
東京都江戸川区中葛西２丁目９―24
債務者　綾部　優香
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９２号
東京都足立区西綾瀬４丁目１―９　第３ミニハイツ101
債務者　森山　清美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９３号
東京都品川区南大井１丁目10―６―404
債務者　佐藤亜都沙
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９８号
東京都江東区亀戸９丁目18―13―704
債務者　松坂　芳男
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０１号
東京都板橋区高島平７丁目27―３―203
債務者　武井　玲子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０３号
東京都新宿区大久保２丁目３―９―302
債務者　江口　裕絵（旧姓神園）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０９号
東京都豊島区東池袋２丁目48―３―302
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１３号
東京都港区港南４丁目２―４―1512
債務者　冬梅寿津子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４７号
神奈川県大和市下和田1162番地２　Ｎｅｘｔ　Ｓｔａｇｅ202
債務者　杉山きよ美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４００号
東京都武蔵村山市岸２丁目８番地の８ブルーハイツ沢野101号
債務者　松本喜代美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９６号
沖縄県宜野湾市愛知２丁目２番１―726号　県営愛知高層住宅
債務者　赤平　　薫
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２０８号
沖縄県沖縄市園田１丁目20番４号
債務者　山城めぐみ（旧姓天願）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１１号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目34番37号　池原アパート303
債務者　赤嶺あすか（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３６２号
東京都小平市花小金井３丁目29番21号サンハイツ路草102号
債務者　泊　　光輝
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部